

公共下水道管理者以外の者が行う工事等施行承認に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条に規定する公共下水道管理者以外の者の行う工事等（以下「工事等」という。）施行承認について春日井市下水道条例（昭和43年春日井市条例第8号。以下「条例」という。）第22条に規定する別段の取扱いに必要な事項を定めるものとする。

(工事等施行承認の範囲)

第2条 公共下水道管理者以外の者が行うことができる工事等は、法第4条第1項に基づく公共下水道事業計画区域内であり、かつ、公共下水道の能力及び機能に支障をきたさないものとする。

(工事等施行承認の技術基準)

第3条 工事等の施行基準は、春日井市土木構造物設計標準図及び下水道施設計画・設計指針によるものとする。

(工事等施行の承認)

第4条 工事等施行承認を受けようとする者は、工事の着手前に公共下水道施設工事等施行（変更）申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 排水施設計画平面図・縦断面図
- (4) 構造図
- (5) その他特に市長が必要とするもの

2 市長は、前項の承認申請が前条の基準に適合するときは、公共下水道施設工事等施行（変更）承認書（第2号様式）を交付する。

3 前項の承認を受けた者（以下「施行者」という。）は、同項の申請書及びこれに添付した図書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(工事等の検査)

第5条 施行者は、工事等が完了したときは、速やかに公共下水道施設工事等完了届（第3号様式）を市長に提出し、市の職員の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査が完了したときは、施行者に対し、公共下水道施設工事等完了検査結果通知書（第4号様式）を交付するものとする。

（受益者負担金）

第6条 承認を受けた施設工事に係る土地の所有者は、尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年春日井市条例第30号。）第7条第3項の規定に基づき、受益者負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、納期限までに負担金の納付がされない場合は、承認を取り消すことができる。

（施設等の移管）

第7条 この要領に基づく承認により設置された下水道施設は、第5条の完了検査後、市に帰属するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成6年10月1日より施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に本則各号に掲げる要領の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

春日井市長 様

住所
申請者
氏名
TEL

公共下水道施設工事等施行(変更)承認申請書

下水道法第16条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

目的	公共下水道への接続のため			
施工場所	春日井市	町	丁目	番地先
施工数量				
施設の構造	別添図面のとおり			
工事期間	承認の日から 年 月 日まで			
添付図書	位置図、公図(写)、平面図、構造図、断面図、製品仕様書 保安設備図、現況写真			
施工者	住所 氏名 TEL 担当者			
埋設等確認		有無	確認日	確認者(氏名及び会社名等)
	水道			
	ガス			
	電気			
備考				

第2号様式

春 下 建 第 号
年 月 日

様

春日井市長

公共下水道施設工事等施行（変更）承認書

年 月 日付けで申請の公共下水道施設工事等施行については、次のとおり承認する。

目的	
施工場所	春日井市
施設の構造	
施工数量	
工事期間	承認の日から 年 月 日まで
条件	別紙のとおり

別 紙

条 件

承認に関する工事(以下「承認工事」という。)を着手するときは、あらかじめ春日井市上下水道部下水建設課に連絡し、その指示を受けること。また、承認期間中は工事施行標識を見やすい場所に表示すること。

承認工事が完了したときは、直ちに完了届・しゅん工図面・工事写真等を、指定の用紙にて春日井市長に提出し検査を受けること。

公共下水道の施設(管渠・人孔の内仮設箇所は除く)は、検査完了後、市に帰属するものとする。

申請者は、道路法、同法施行令等関係法規を遵守すること。

地下埋設物管理者と十分協議し、施工すること。

承認工事により公共下水道施設に損害を与え、または第三者と紛争が生じたときは、申請者の責任において損害を賠償し、または紛争を解決すること。

承認工事の実施方法、品質管理及び出来形管理等は、標準仕様書によるものとする。

<工事施行標識>

工事施行標識	
公共下水道施行承認証	
申請者	住所 氏名
承認年月日	年 月 日
承認番号	春下建第号
施行目的	
施工者	住所 氏名
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

※サイズは縦 60cm・横 50cm とする。

※木地は白ペイント塗り、字はペイント黒書きとする。

第3号様式

年 月 日

春日井市長 様

住所
申請者
氏名
TEL

公共下水道施設工事等完了届

次のとおり工事を完了したので届出します。

承認年月日 及び番号	年 月 日 春下建第 号
施工場所	春日井市 町 丁目 番地先
施工数量	
完了年月日	年 月 日
添付図書	位置図、平面図、縦断図、写真（着手前、施工中、完了）
施工者	
備考	

第4号様式

春 下 建 第 号
年 月 日

様

春日井市長

公共下水道施設工事等完了検査結果通知書

検査の結果、次のとおり確認したので通知します。

承認年月日 及び番号	年 月 日 春下建第 号
施工場所	春日井市 町 丁目 番地先
施工数量	
検査年月日	年 月 日
検査結果	
備考	